2024（令和 6）年度

事 業 報 告 書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

一般社団法人　日本書籍出版協会

2024年度事業報告

Ⅰ　全般状況

１　出版業界の一般情勢

2024年の紙と電子を合算した出版市場の推定販売金額は、前年比 1.5%減の 1 兆 5,716 億円であり、3 年連続の前年割れとなった。内訳は書籍が同 5.2%減の 5,937 億円、雑誌が同 6.8%減の 4,119 億円。

一方で電子出版市場は同 5.8%増の 5,660 億円で、内訳は、電子コミックが、やや成長の鈍化が見えるものの堅調を維持し、6.0%増の 5,122 億円となった。その他の電子書籍も 2.7%増の 452 億円、電子雑誌が 6.2%増の 86 億円といずれも前年を上回った、電子市場におけるコミックのシェアは 90.5%であった。

書店振興プロジェクトが始動し具体策を検討しているが、書店の閉店は引き続き数多く見られ、全国の自治体の中で1軒も書店のない無書店自治体の割合は、24年8月末現在で27.9%に達した。その一方で、独立系書店や新しい形態の書店の誕生等も話題を集めた。

出版業界を取り巻く環境としては、いわゆる2024年問題については大きな混乱はなく対応できているように見受けられるが、物流経費や印刷・紙・その他資材の値上がりは続いており、出版社の経営に大きな影響を与えている。出版流通の効率化を図る動きは少しずつ成果を見せているものもあるが、今後さらに大きな変化も予測されており、ビジネスの在り方の模索が続いている。

２　協会活動の概況

当年度事業における特記事項としては、以下が挙げられる。

(1) 図書館等公衆送信補償金制度の運用

図書館等公衆送信補償金制度の運用開始は、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、SARLIB）のシステム構築のために行った一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）への助成申請が2023年度末に採択否となり当初の予定よりは遅れたが、助成の修正申請が 7 月に採択され、その後、システム構築作業等が進められ、1 月に特定図書館登録の開始、2 月には国立国会図書館での運用スタートとなった。ただし、2025 年 3 月末においても特定図書館登録は21館に留まっており、次年度以降、SARLIBを運営していけるだけの手数料収入が確保できるかどうかが懸念されている。

(2) 授業目的公衆送信補償金制度への対応

出版教育著作権協議会（以下、出著協）では、毎月 1 回の運営委員会を定例で開催し、SARTRASにおける検討経過の報告を受け、出版界としての対応策を検討した。

SARTRAS が徴収した補償金の権利者への分配作業は 2022 年度分までが終了したところであり、複雑な分配方法の簡素化、効率化が必要であるとの指摘を、出著協としても折に触れ意見書提出や理事会での発言によって行っている。また、SARTRAS 内に設けられた 3 年レビューWG では、分配関連事項に加え、共通目的事業や役員・事務局体制の見直しも検討対象とされている。

SARTRAS から委託を受けた、一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）では、「出版者が権利を有しているもの」「海外の出版物の翻訳・転載されたもの」について 2022 年度分までの分配を完了した。

(3) 再販契約書見直しの検討

当協会に事務局が置かれている出版再販研究委員会において、「再販売価格維持契約書ヒナ型」を一部改定して、官公庁等（図書館を含む）の入札に応じて納入する場合に、再販契約を適用する条項に改める日書連提案等につき検討した。この件については、「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」（以下、書店議連）でも議題となっており、各構成団体の決定を経て、しかるべき時期に改定する方向となった。

(4) ブックイベントナビ１周年

読者向けの書店イベント情報発信のウェブサイトである、「Book Event Navi（ブックイベントナビ）」は、12 月に開設 1 周年を迎えた。これを記念して、1 月 25 日に東京堂書店にて、直木賞作家の今村祥吾氏とヒップホップ・アーティストの＃KTCHAN によるトークショー『本屋のススメ』を開催した。また、X 上で夏と冬にキャンペーンを実施し、フォロワー数増強に努めた。

3 月時点の実績は、登録書店数：239 店舗、イベント登録数：延べ 765（月平均約 70 件を掲載）、PV 数：14,530 回、Xフォロワー数：3,222 となっている。

(5) ジェンダー委員会の始動

当協会の会員社に呼びかけて収集した「ジェンダーを知る本リスト」は、68 社 741 点の書誌情報が集まった。この活用について、常設委員会を設置してさらに具体的な取り組みを進めるため、ジェンダー委員会が創設され、委員長に谷口奈緒美理事（ディスカヴァー・トゥエンティワン）が就任した。同委員会では、ジェンダーの基本図書を集めた小冊子を作成し 2025 年 9 月を目途に発行することを予定している。

(6) 出版ビジネスの国際展開への支援

10 月のフランクフルト・ブックフェアにおいて、当協会が主催するジャパンブースは 224 ㎡のスペースで出展し、30 社が参加、3,076 冊の書籍が展示された。会期中には 500 件を超える商談が行われ、連日活況を呈した。

また、日本の出版物を海外に向けて翻訳化・映像化を促すことを目的に運営している「Japan Book Bank」（VIPO と当協会の共同運営）の今年度の実績は、193 社から登録出版物 6,800 点以上、成約件数は 219 件となった。ただし、登録無料での運営は継続が難しくなっており次年度では有料化が予定されている。

重要事項や新たな問題等について、常任理事会、理事会、各種委員会で検討・対処したが、状況に応じて、一般社団法人日本雑誌協会（以下、雑協）、一般社団法人日本出版取次協会（以下、取協）、日本書店商業組合連合会（以下、日書連）、一般社団法人日本出版インフラセンター（以下、JPO）、一般社団法人デジタル出版者連盟（以下、電書連）、一般財団法人日本出版クラブ（以下、出版クラブ）等と連携し、あるいは関係諸団体と協力して打開を図った。

Ⅱ　調査・研究、普及に関する事業

１　出版物の物流問題の改善策に関する調査・研究、新たな著作物の流通手段の模索

(1) 出版流通改善に向けての検討

いわゆる 2024 年問題等への対応が迫られた物流業界の窮状が出版流通にも影響を及ぼす中、取次会社各社は輸配送の協業等を進め、出版社と協力して休配日を増やす等の取り組みを行っている。

本年度は、大手取次販売会社の取り組みや、大手総合出版社 3 社と大手商社によって出版流通をサステナブルなものに改革することを目的に 2022 年に設立された㈱PubteX の動向等を含め、出版流通を巡る状況につき情報収集に努めた。

10 月 29 日には、出版物関係輸送懇談会が開催され、東京都トラック協会、当協会、雑協、取協、日書連の他、印刷、製本、運送会社の関係者が一堂に会し、出版物輸送存続の具体的な改善策につき意見交換が行われた。なお、昨年開催の同懇談会を受け、研修事業委員会では、本年度の新入社員研修会の研修項目に「出版流通」を新たに追加して豊栖雅文氏（小学館）が講師を務めた。

(2) 再販制度の弾力的運用等

公正取引委員会は、2001 年の再販存置決定後も、さまざまな形で出版業界等の流通改善・弾力運用状況について調査を行っている。本年度の著作物再販についての個別ヒアリングは、3 月 18 日に行われた。

出版 4 団体（当協会、雑協、取協、日書連）で構成する出版流通改善協議会（小野寺優委員長）は、巻頭に業界で取り組む弾力運用等を掲載した『2024 年 出版再販・流通白書 No.27』を 12 月に発行した。

流通委員会では、再販制度の弾力運用の一環として「期間限定　謝恩価格本フェア」を 2 回実施した（第 41 回＝5 月 14 日から 7 月 16 日・参加 121 社、売上 2,646 万円、返品率 19.9%、第 42 回＝10 月 24 日から 12 月 25 日・参加 123 社、売上 2,326 万円、返品率 21.7%）。

出版 4 団体（当協会、雑協、取協、日書連）で構成する出版再販研究委員会は、12 月に総会を開催し、「再販売価格維持契約書ヒナ型」を一部改定して、官公庁等（図書館を含む）の入札に応じて納入する場合に再販契約を適用する条項に改める日書連提案等につき検討した。この件については、書店議連でも議題となっており、各構成団体の決定を経て、しかるべき時期に改定する方向となった。これを受け、出版再販研究委員会では、再販契約書ヒナ型一部改定の検討状況につき、1 月に公取委と意見交換を行った。公取委からは、官公庁等の入札に応じて納入する場合に再販を適用するようヒナ型を改定することについては、書店議連でも検討されてきた事項で承知しており問題ないとされた。

(3) 納本制度・出版物のデジタル化の進展への対応

国立国会図書館の納本制度審議会が、2 月 27 日に開催された。当協会からは小野寺理事長が委員として出席した。この日は、令和 6 年度の資料収集状況、オンライン資料収集制度の運用状況等が報告された他、根本彰委員（東京大学名誉教授）が提出した「納本制度の課題―発足 77 年後の変化を見ながら」を基に、各委員から意見が出され、今後の同制度の改善に活かしていくこととされた。

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会は、7 月 31 日と 2 月 14 日に開催され、資料デジタル化の進捗状況、補正予算による資料デジタル化等の実施、視覚的作品等を主体とするデジタル化資料

の複写の実施状況、図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況、国立国会図書館における図書館等公衆送信サービスの開始等について報告された。当協会からは、井村寿人副理事長、樋口清一専務理事が参加している。

(4) コンテンツ活用推進委員会

出版コンテンツの利活用を推進するコンテンツ活用推進委員会は、2025 年 3 月 5 日に委員会を開催した。コロナ禍で一時開催が中断していたが四年ぶりに開催し、これまでの振り返りとこれからの委員会の指針を検討した。今後は①将来的なビジネスに対応した出版契約の在り方、②国際展開のノウハウ展開、③AI と出版社の関係性、④図書館へのコンテンツ提供を中心に検討していく。

(5) 万引防止出版対策本部

当協会、雑協、取協、日書連、JPO、一般社団法人日本医書出版協会、日本図書普及㈱の 7 団体で構成する万引防止出版対策本部（特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構内に設置）は、2 月 27 日に総会を開催し、第 7 期活動報告・会計報告ならびに第 8 期の活動計画・予算を承認した。引き続きネット上の転売サイトへの不正出品抑止策の構築、RFID 普及に向けた働きかけ、書店員へのロス対策士資格の普及・促進、渋谷プロジェクトの水平展開等の取り組みを行ったと報告された。

２　出版者の法的地位の強化、出版物の税制上の優遇推進

(1) 図書館に関する権利制限規定改正への対応

図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、SARLIB）では、24 年度第 1 四半期中に国立国会図書館を皮切りに、公衆送信サービスの開始を見込み、補償金収受システム構築のために SARTRAS の共通目的事業助成金を申請していたが、これが SARTRAS の規約に照らし他団体の基幹システム構築への助成についての疑義が出されたこと等で採択否とされたため、運用開始を延期せざるを得なくなった。この助成申請については、SARTRAS 内の規約改定もあり、また自己資金比率の改善等を盛り込んだ修正申請が 7 月 30 日に採択された。なお、自己資金比率改善のため今年度に限り、SARLIB 構成団体から、会費に加え 10 万円の拠出金を求めることとなった。

SARTRAS の助成を受けられたことにより、特定図書館登録の受け付け、補償金収受、利用報告受付を行うためのシステム構築の準備を進め、1 月 22 日より、特定図書館の登録受付が開始された。今年度末までに 21 館の図書館からの登録がなされた。このうち、国立国会図書館では、2 月 20 日から「遠隔複写（PDF ダウンロード方式）」のサービス提供を開始した。開始当初は、同館からの利用報告データにシステム上での処理にエラーが頻出し、その対応に追われたこともあって 24 年度中には補償金の請求には至らなかった。その他の特定図書館のうち、法律書を主体とする専門図書館からの登録があったが、同館が著作権法 31 条該当の図書館に当たるかどうかについて一部の出版社等から疑義が出されたが、この問題も次年度に継続して対応していくこととなった。なお、上記 2 館を除いた他の特定図書館の送信サービスはすべて 25 年度からの開始となる。

システム構築と並行して、著作権者等の利益を不当に害することとなるために送信対象から除外する出版物のリスト作成の基準について検討する「除外リスト WG」の検討が行われたが、除外リスト

の在り方についての様々な意見が構成団体から出されたこともあり、最終的な結論は 25 年度に持ち越されることとなった。

(2) 授業目的公衆送信補償金制度への対応

2020 年から開始された授業目的公衆送信補償金制度の運用は今年度で 5 年目となった。補償金の収受額は 2024 年度では約 51 億 5,000 万円を見込んでいるが、権利者への分配については 2022 年度徴収分までがほぼ終了している。出版物の利用に対する補償金に関しては、「出版者が権利を有しているもの」「海外の出版物の翻訳・転載されたもの」の特定のための整備協力作業・分配作業を JCOPY が担当した。JCOPY が担当する「出版者が権利を有しているもの」「海外の出版物の翻訳・転載されたもの」の 2025 年 2 月末時点での金額は（いずれも税別）、2021 年度分 4 億 3,320 万円、2022 年度分 4 億 1,188 万円となった。一方で、依然として SARTRAS が定めた分配方法の煩雑さから、2023 年度以降の補償金については権利者の特定の整備作業及び分配ができていない。

出版界を代表して SARTRAS に構成団体となっている出著協では、この分配問題をはじめとして SARTRAS の業務改善に向けて積極的な発言を行い、必要な場合には意見書を提出している。特に分配問題に関しては、①整備協力作業に対する手数料が安価であり、出版社の労力に報いていないこと、②分配の仕組みが複雑で十分に理解することや著作者への説明が難しいこと等の理由から分配が遅れていることが大きな課題とされている。

出著協は毎月 1 回の運営委員会を定例で開催し、SARTRAS における理事会、3 年レビューWG、分配委員会、共通目的事業委員会等における検討経過の報告を受け、出版界としての対応策を検討した。なお、2024 年度の SARTRAS の出著協会費は、書協・雑協で各 5 万円を負担した。

(3) 海賊版対策

当協会等出版 10 団体（当協会、雑協、電書連、JPO、一般社団法人自然科学書協会、一般社団法人出版梓会、日本児童図書出版協会、大学出版部協会、一般社団法人日本楽譜出版協会、一般社団法人 ABJ）で構成する出版広報センター（宮原博昭センター長）では、海賊版対策ワーキンググループを中心に、海賊版サイト撲滅のため、侵害コンテンツのダウンロード違法化ならびにリーチサイト規制を含む著作権法改正のための広報活動と、読者への普及・啓発活動等を、著作者団体、電子書店等と連携しながら精力的に行ってきたが、2020 年 7 月に、著作者団体、出版社、電子書籍流通事業者、通信事業者等、関係各社が共同で「一般社団法人 ABJ」をネット上の海賊版対策の中核団体として設立したことにより、出版広報センターが担っていた海賊版対策の諸事業については ABJ に移管され、出版広報センターは、読者への普及・啓発等、広報活動で協力している。

本年度も、ABJ が 7 月に実施した「STOP! 海賊版『ありがとう、君の漫画愛。』グローバルキャンペーン」の周知拡散や、9 月に実施した「『STOP!海賊版』啓発チラシ」の配布等に協力した。

(4) 複写問題

当協会をはじめ、出版 7 団体（雑協、自然科学書協会、出版梓会、公益社団法人日本専門新聞協会、一般社団法人日本図書教材協会、日本楽譜出版協会）によって JCOPY は構成されている。

特に授業目的公衆送信補償金制度によって SARTRAS が徴収した補償金分配のため、「出版者が権利を有しているもの」「海外の出版物の翻訳・転載されたもの」の権利者特定の整備協力作業を

SARTRAS から業務委託を受けて行った。JCOPY から各出版者にデータを送りとりまとめたものをSARTRAS に戻している。

JCOPY の 3 月末時点の権利受託状況は、書籍 256,298 点、定期刊行物 946 点、委託者 329 者となっている。また、電子化許諾を受けているのは、書籍 88,513 点、定期刊行物 591 点、委託者は 116 者。教育目的のライセンスを許諾している書籍は 80,140 点である。

(5) その他著作権法関連の動き

20224 年度は著作権法改正が無かったが、文化庁、経済産業省による「AI と著作権に関する関係者ネットワーク」が 6 回開催され、AI 事業者と権利者団体等との情報共有、意見交換が行われた。当協会からは、知的財産権委員会の新井宏副委員長、樋口専務理事等が参加した。

文化審議会著作権分科会には、喜入冬子知的財産権委員会副委員長が委員として参加した。

(6) 消費税軽減税率の適用要望等

2019 年 10 月の消費税率 10%引き上げ時の出版物への軽減税率適用は先送りとなったが、出版界では引き続き、出版 4 団体（当協会、雑協、取協、日書連）で構成する出版税制対策特別委員会および軽減税率専門委員会（当協会、雑協、取協、日書連、JPO、公益社団法人読書推進運動協議会（以下読進協）で構成。福田博章委員長）、出版広報センターが中心となって、国会議員等、関係各所への働きかけや法制化に向けての調査研究等を行っている。

2022 年 12 月には、書店議連が、出版物への消費税・軽減税率適用の検討を求める内容を含む中間まとめを内閣総理大臣宛に提出し、さらに 2023 年 4 月に第一次提言として公表している。

11 月には昨年に続き、出版 4 団体連名で、出版物への軽減税率適用を求める要望書を、自民党税制調査会の宮沢洋一会長と公明党税制調査会の赤羽一嘉会長に提出した。書籍・雑誌の軽減税率については、2018 年 12 月に与党が決定した『平成 31 年度税制改正大綱』に、「軽減税率制度の対象品目に関し、書籍・雑誌等について、平成 28 年度税制改正大綱に基づき、引き続き検討する」と記述されている。

(7) インボイス制度への対応

2023 年 10 月 1 日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、インボイス制度（適格請求書等保存方式の導入）が開始された。

当協会では、出版経理委員会を中心に、インボイス制度への対応について会員出版社への情報提供に努め、当協会ホームページ（会員専用ページ）や会報、メールマガジン等を中心に周知を行った。また、毎年 2 月に東京国税局を招いて実施している出版業の税務研修会においても研修項目の一つとし、事前に質疑事項を募集し、可能な限り回答が講義内容に盛り込まれた。

(8) フリーランス法への対応

本年 11 月 1 日施行のフリーランス法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）につき、弁護士の大井法子氏（虎ノ門総合法律事務所）を招いて、会員社限定のオンラインセミナーを 10 月 11 日に雑誌協会と合同で開催した（当日約 300 名が参加し、後日会員限定でアーカイブ視聴も実施）。

大井氏からは、同法全般につき出版特有の問題、下請法との関係も含め、出版社の観点から解説が

あった。フリーランスに該当する者への全ての業務委託で同法が適用されるのであり、フリーランスの立場であっても、業務委託ではなく、複製許諾・出版権設定による出版契約の場合は、内容をどうするかは出版社と著作者の合意によって個別に決定され、出版社が一方的に納期を強制できる立場にはないため、同法は適用外になるとされた。フリーランスに該当するのは、個人事業主または一人会社。同法適用の場合は、取引条件の書面や電磁的方法（メールや SNS）による明示や、給付を受領した日から 60 日以内の報酬費払いが義務となっている。

(9) その他経常的事項

出版物の貸与権の集中管理を行っている一般社団法人出版物貸与権管理センター（RRAC）の活動に、当協会から役員・委員等を派遣し協力した。また、「著作・出版権相談室」を適宜開設するほか会員等からの電話相談・問い合わせに応じた。その他、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）に役員・委員を派遣した。

３ 出版活動の自由擁護、コンプライアンスの推進

(1) 出版の自由と責任

出版の自由と責任に関する委員会は、言論・出版・表現の自由を確保する立場からメディア規制に対処し、青少年健全育成の観点から自主規制への取り組み等の活動を行っている。

青少年等への健全育成および読書環境の充実を図る活動では、2 月に開催の神奈川県図書業界関係協議会において、当協会より青少年へ配慮した読書環境の充実および読書推進活動について報告を行った。また、東京都の諮問候補図書類打合せ会に委員を派遣し、青少年への読書環境の改善に向けた取り組みを行っている。

出版 4 団体で組織する出版倫理協議会（渡瀬昌彦議長）には、矢部敬一委員長（創元社）、小出敏弘氏副委員長（講談社）、中澤廉平副委員長（小学館）、齋藤英彰副委員長（双葉社）、樋口専務理事らが出席し、出版・言論・表現の自由や人権問題等につき検討した。出版ゾーニング委員会（片山等委員長）には、吉田仁委員（特別委員）が出席し、出版物への「出版ゾーニングマーク」の表示要請について検討した。月例で開催されている東京都の青少年健全育成審議会諮問候補図書類に関する打合せ会には、藤原隆博（集英社）、関信之介（小学館）の両委員が出席。同会は、候補図書がなく開催中止となる月が増えており、本年度は 9 月、12 月、3 月の 3 回のみの開催となった。

マスコミ倫理懇談会全国協議会（マス倫懇）の第 66 回全国大会が、「もう一度問い直す 私たちの原点」を大会テーマに、10 月 3 日と 4 日の 2 日間、栃木県宇都宮市で開催され、出版の自由と責任に関する委員会委員等が参加した。また、マス倫懇の役員会や運営幹事会やメディアと法研究会や月例会等にも役員や研究員等を派遣した。

(2) 読書バリアフリー法基本計画への対応

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）を受けて設置された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」（経済産業省・文部科学省・厚生労働省共担）は、今年度は 7 月、10 月、12 月の 3 回開催された。法施行後 24 年度で 5 年が経過するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の成果を検証し、2030 年度まで

の第二期の 5 か年計画をいかに作成するかの議論が行われた。また、「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ」の設置が 10 月の協議会で了承され、著作権法 37 条の 3 によって、特定書籍製作を許諾なしで行うことが認められている場合において、出版社等からのテキストデータ等の提供を行うことで特定書籍製作の迅速化を図るための環境整備に向けての実証実験を次年度に行うべく議論を行った。協議会には ABSC から落合早苗（ABSC センター長）、田中敏隆（小学館）の両氏、樋口専務理事が委員として参加した。

経済産業省では、8 月 13 日に「令和 5 年度電子書籍市場の拡大等に関する調査」に関する報告書を公開した。この報告書では、出版社の認知度及びアクセシブルな電子書籍等の製作に係るアンケート調査等を実施し、現状を整理し、リフロー型電子書籍の制作に係る留意点をまとめている。

JPO のアクセシブル・ブックス・サポートセンター（ABSC）では、専用ウェブサイトを 4 月 1 日にリリースした。また、上記の各会合に落合早苗センター長等が参加し、リフロー型電子書籍の普及、TTS（自動音声読み上げ機能）の拡大、出版社からのアクセシブルなデータ提供を促進するための課題の整理等を行った。当協会の読書バリアフリー法に対応するアクセシブル・ブックス委員会（AB 委員会）も同センターの活動を全面的に支持し、同委員会委員は ABSC 管理委員会（小野寺優委員長）の委員を兼任している。

(3) 男女共同参画に向けての取り組み

内閣府の「男女共同参画会議」に下中美都理事が、東京都の「女性も男性も輝く Tokyo 会議」に谷口奈緒美理事が委員として参加している。同会議では、男女の人権を尊重し、また性別による役割分担に対する「偏り」・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する取り組み等を進めており、関連するセミナー・ワークショップを開催している。当協会では、メールマガジンを通じて会員社に参加を呼びかけた。

2022 年および 2023 年に当協会の会員社に呼びかけて収集した「ジェンダーを知る本リスト」は、68 社 741 点の書誌情報が集まった。この活用について理事有志にて検討を進めてきたが、委員会を設置してさらに具体的な取り組みについて検討を行うこととした。12 月の理事会にて、ジェンダー委員会を設置することを決定し、委員長に谷口理事が就任した。同委員会ではリストの活用について検討を行い、リストからジェンダーの基本図書を集めた小冊子を作成し 2025 年 9 月を目途に発行すること、同冊子の公共図書館等への送付、内閣府の男女共同参画会議への報告、リストのインターネット上での公開を目指している。

4　出版ビジネスの国際展開促進

(1) 国際ブックフェアへの協力

①フランクフルト・ブックフェア（FBF）は 10 月 16 日から同 20 日の期間での開催となった。今年の来場実績は、ビジネス来場者・23 万人（ビジネス関係 11.5 万人／昨年 10.5 万人）、出展社数 4,300 社（153 ヵ国・地域）となった。当協会が主催するジャパンブースは 224 ㎡のスペースで出展し、30 社（講談社、小学館、トーハン、集英社、マンガコーナー（秋田書店、アース・スターエンターテイメント、コアミックス、スクウェア・エニックス、日本文芸社、リイド社、双葉社、ぶんか社）、オーバーラップ、Gakken、KADOKAWA、TO ブックス、ポプラ社、Arttrav、インプレスグループ、

オーム社、Goen Book Project、日本能率協会マネジメントセンター、ひかりのくに、ホビージャパン、マガジンハウス、三修社、世界文化社 HD、中央経済社 HD、麗人社、文化庁）が参加、3,076 冊の書籍が展示された。会期中 500 件を超える商談が行われた。日本国内でも海外版権の重要性が高まりつつあり、新規出展社が 5 社増え、現地に派遣された担当者数も増えた。
②第 14 回中国国際デジタル出版博覧会が、9 月 21 日～23 日まで中国海南省海口市で開催。当協会の山本憲央国際委員長、樋口専務理事等が現地に参加した。開会式に先駆けて開催された国際フォーラムセッションでは、フランス、ブラジル等の出版関係者が参加し、山本委員長が日本の電子出版及び電子コミックの概況を報告した。樋口専務理事は博覧会の開会式で、日本における紙媒体と比較した電子出版の状況に関し、電子出版と連携したプラットフォーム、電子図書館、生成 AI 等につき説明を行った。

(2) ジャパン・ブックバンク

日本の出版物を海外に向けて翻訳化・映像化を促すことを目的に運営している「Japan Book Bank」（＝JBB、VIPO と当協会の共同運営）の今年度の実績は、登録出版物 6800 点以上、国内登録者数 193 社、ID 登録者 196 ユーザー（85 パーセントが海外利用者）、成約件数は 219 社（アンケート回答実績/2024 年 12 月集計実績）となった。JBB では、年に 6 回の特集ページを設け、海外に向けて新着タイトルの販促、人気ジャンルのアピールを行っている。JBB は当協会が運営する FBF ジャパンブースにも出展し、現地で書籍を展示し、直接海外の出版関係者に紹介した。

(3) 文化庁海外事業（翻訳助成事業等）への協力

令和 6 年度文化庁「活字文化のグローバル発信・普及事業」の協力を行った。本事業の一環として行われた日本書籍の海外ライセンスアウトに向けた企画書翻訳・サンプル翻訳への助成については、当協会が助成採択審査の運営に携わった。応募総数 45 社より 107 点が採択を受けた。また、「海外展開促進セミナー」が 3 回開催され、セミナーの講師選定、運営の協力を行った（第 1 回：リテラリーエージェントと翻訳家が解説！アメリカの出版事情と文芸翻訳市場について（1 月 9 日、第 2 回：激変するグローバル書籍市場と日本出版社の海外ライツ戦略　（講師は PHP 研究所デジタル・ライツ本部長林知輝氏／1 月 22 日）、第 3 回：日本文学のブームを読み解く：アメリカの編集者の視点から“日本文学の台頭”と“うまく翻訳出版する方法”を解説（2 月 25 日）。そのほか、JLPP 翻訳コンクールの受賞イベント「BUNGAKU DAYS 2025 SPRING」（2 月 22 日、京都）の周知協力を行った。

(4) 国際出版連合

本年度の国際出版連合(IPA)総会が 9 月 26 日にオンラインで開催され、正副会長の選出が行われ、グヴァンツァ・ジョバヴァ氏（ジョージア）が次期会長に、ジョバンニ・ホプリ氏（イタリア）が同副会長に選出された。また、決算・予算の承認に続き、事前にオンラインで投票が行われたその他の選挙結果が報告された。

新たな正会員にグアテマラ、準会員にクロアチア、ドミニカ共和国、ポーランドの各出版協会、協力会員にラテンアメリカ・カリブ海諸国大学編集者協会が承認された。これで会員数は 84 か国 105 団体となった。また、理事会の選挙が行われ、日本からは当協会の代表として、玉置真波氏（タト

ル・モリ　エイジェンシー)が選出された。

第 34 回 IPA 大会が 12 月 4 日・5 日にメキシコ・グアダラハラで開催され、21 か国・約 160 人が参加、「著作権」「出版の自由」を中心に 22 のセッションが行われた。著作権に関しては、新たな技術として注目される生成 AI 技術について、EU では昨年 AI 規制法が制定 されたことを受け、新技術の適切な活用と著作物の円滑な利用に向けた対応については、著作権者への利益の還元の確保、著作物の不当な利用の防止と AI 技術提供者の情報開示が鍵になるとした。また米国では、規制法ではなく個別の訴訟を通じた分析を通じて、生成 AI による人権・人命、著作者人格権・対価への影響を防ぐルールが必須であるとした。出版の自由に関しては、AI や SNS は脅威であるとの認識を示し、テクノロジーによりさらに正確な情報が流通されづらくなり、恣意的に生成される偽情報が提供されることによる社会の混乱や選挙結果にまで影響を与えている点などが挙げられた。その結果、言論機関や言論者への無秩序な攻撃にもつながる危険性が近年急速に増していることが指摘され、著作権制度を含め、IPA として利害関係者との協議や政府への働きかけ、言論者や言論機関への支援がこれまでになく重要だとされた。

また、出版の自由に関するヴォルテール賞はパレスチナ・ガザの書店店主サミール・マンスール氏に授与することが発表された。次回大会は 2026 年にマレーシア・クアラルンプールで開催される。

IPA の各委員会には、出版の自由の委員会、包括的出版・リテラシー委員会、著作権委員会に委員を派遣し主としてオンライン会議で参加している

(5) アジア・太平洋出版連合

アジア・太平洋出版連合（APPA）は、今年度も会合は開催されなかった。事務局を担当しているフィリピン教育出版協会では、各加盟団体に呼びかけ、各国出版界におけるトピックスの記事を集め、APPA ニュースレターを発行している。ただし、年会費の徴収については昨年度に続き中止され、また役員改選についても延期されたままの状態となっている。

(6) その他経常的な業務

国際委員会では海外からの要人が来日した際、委員会に招き意見交換を行ったり、外部のセミナー等に出席したりする等、国際交流に努めている。今年度の主なものは以下の通り。

・9 月 5 日にアラブ首長国連邦のアブダビ国際ブックフェアを主催する、アラブ・アラビア語センター事務局長のアリ・ビン・タリム氏、エグゼクティブディレクターのサイード・ハムダン・アルツナジ氏が当協会を来訪し、山本国際委員会委員長、樋口専務理事と懇談。アブダビ側からアブダビ国際ブックフェアへの参加について説明が行われた。

・11 月 3 日～5 日、ＵＡＥシャルジャで開催された、国際出版会議（シャルジャブックフェアの一環）に事務局が参加し、当協会の取り組み・カントリーレポートを行った。また、会員社の周知も行い、世界文化社ＨＤ、ポプラ社、かんき出版も参加し、版権商談を行った。紀伊國屋書店店長・駐在担当者と懇談を行ったほか、シャルジャの国営出版局を訪問した。

・12 月 19 日から 21 日にサウジアラビア文化省の招待で当協会の成瀬雅人副理事長と事務局が「読書フォーラム」に参加した。トークイベントでは、日本の出版社の海外展開の取り組みや当協会の海外展開支援の事例等について報告した。成瀬副理事長は、日本の出版と図書館の活動の現況について

現地の図書館関係者、文化省担当者らと意見交換し、交流を行った。

５　国民的課題として読書推進活動を推進

(1) 業界あげての読書推進

今年度も上野の森親子ブックフェスタが、665 社の出版社が出展して 5 月 4 日、5 日に開催された。当協会としても実行委員会の要請を受けて、協賛を行った。2 日間で延べ約 2 万 8,500 人が訪れ、2 日間の売上げは約 3,300 万円となり、前年を上回った。

また、活字文化推進会議が主催する「全国中学ビブリオバトル決勝大会」、日本書店商業組合連合会が主催する「秋の読者還元祭 2024」に対して協賛、「こどもの本総選挙」等の後援を行った。

なお、公益社団法人文字・活字文化推進機構、読進協、子どもの読書推進会議、公益社団法人全国学校図書館協議会等、読書推進関係団体に当協会から委員を出し、出版業界の読書推進に寄与している。また、当協会の読書推進委員会では、読進協が主導する各行事に委員を派遣し、協力の強化とさらなる読書推進活動の充実を図っている。

(2) ブックイベントナビ

当協会が運営する「Book Event Navi（ブックイベントナビ)」サイトは、全国の書店が自店舗のイベントを無料で登録できるものとして、2023 年 12 月に本格始動した。同サイトの内容を検討するため、ブックフェア委員会（相賀昌宏委員長）の下にブックイベントナビワーキンググループを設置、座長には JPO 特別委員で O2O Book Biz 代表の落合早苗氏が就任した。相賀委員長、落合座長、事務局を担当する角川メディアハウス、当協会事務局が参加する定例会では、サイトの改善やイベントの企画等の検討を行ってきた。主な出来事は以下の通り。

- サイト開始以来、JPO の共有書店コードを持つ書店からのイベント登録のみを受け付けていたが、7 月末より当協会員出版社がイベント登録をできるように対象を拡大した。
- 8 月および 12 月・1 月に、X 上において図書カード NEXT をプレゼントする夏キャンペーン・冬キャンペーンを実施し、フォロワー数の増加を目指した。キャンペーンは、各テーマで応募を募り、投稿者に図書カード NEXT1,000 円を 10 名にプレゼントした。夏のテーマは、＃本屋あるある 2024、＃背筋がさむくなるような本、冬のテーマは＃ブックイベントナビ祝 1 周年であった。
- 1 月 25 日に東京堂書店にて、直木賞作家の今村翔吾氏とヒップホップ・アーティストの＃KTCHAN によるトークショー『本屋のススメ』を開催し、約 70 名が参加した。後日ブックイベントナビで対談の記事を掲載したほか、東京堂書店を＃KTCHAN が紹介する動画を TikTok にアップした。
- 3 月時点の実績は以下の通り。ＰＶ数：14,530 回、登録書店数：239 店舗、イベント登録数：延べ 765（月平均約 70 件を掲載)、Ｘフォロワー数：3,222

なお、ブックイベントナビでは SARTRAS の共通目的事業基金に助成申請を行い、2024 年分として約 1,900 万円が、2025 年度分として約 2,800 万円の助成が認められた。

(3) 書店議連の活動への協力

書店議連は、4 月 18 日に総会を開催し、2023 年 4 月に公表した「第 1 次提言」後の進捗状況につ

いて、関係省庁からの報告を受けた。特に前・議連幹事長の斎藤健・経済産業相のリーダーシップによって同省内に設けられた「文化創造基盤としての書店の振興プロジェクトチーム」の活動について報告された。

2023 年 3 月に発足した同プロジェクトチームは、関係者との車座対話やヒアリングを積極的に行い、それを元に「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」を 10 月に公表し、パブリックコメントの募集も行った。当協会としても、意見を提出し、①地方書店や中小書店が各地域における文化発信の拠点として機能し続けられるような施策の展開を望むこと、②著者から読者に至るまでのエコシステムとして出版業界全体が将来にわたっても存続していくための全体的なグランドデザインを想定し大局的な見地に立った上で、その具体的な対策が検討されるべきこと、③書店支援策としては、使い勝手の良い補助金制度の設計または運用が図られること等を要望した。

(4) 図書館との連携

公益社団法人日本図書館協会（以下、日図協）と各都道府県の主催で毎年行われる「第 110 回　全国図書館大会（長崎大会）」が 11 月 30 日・12 月 1 日（後日にアーカイブ配信もあり）の日程で開催された。今回は、開会式と一部の分科会をリアルで開催し、大部分の分科会がオンライン配信となった。本年のテーマは、「図書館がつなぐ　人・まち・ミライ～21 世紀の出島（長崎）から」となった。今大会も当協会は後援協力を行い、15 の分科会が行われた。出版流通分科会は「図書間と小売書店の協力」をテーマに実施された。

６　その他経常事業

(1) 生産・製作に関する事項

造本装幀コンクール実行委員会（生産委員会・読書推進委員会が参加）を 12 月に開催し、第 57 回の決算が承認されたほか、2025 年の第 58 回コンクールを開催することが決議された。

生産委員会では、2023年に「製作費に関するアンケート」を、生産委員会委員を対象に実施したが、用紙代・印刷代などが依然値上がりしている状況を受け、会員社を対象に再度アンケートを実施した。

(2) 研修事業に関する事項

研修事業委員会では、出版業界全体の活性化を図るため、研修会を開催している。今年は以下のセミナーをオンラインで開催した。

新入社員研修会を 4 月に開催し、71 社 184 名（会員社 66 社 167 名）が参加した。

・編集講座（4月 12 日）「編集入社1年目に知りたかったこと」講師＝田中怜子氏（ダイヤモンド社）
・電子書籍講座（4 月 12 日）「電子書籍流通について」講師＝溝口敦氏（メディアドゥ）
・営業講座（4 月 18 日）「どうなる、これからの出版業界、出版業界の基礎知識、「本を売る」ということ～これからの出版営業」講師＝橋田祐孝氏（日経 BP マーケティング）
・書店講座（4 月 18 日）「本を販売するということ」講師＝森暁子氏（ジュンク堂書店）
・出版流通講座（4 月 19 日）「出版流通」講師＝豊栖雅文氏（小学館）

9 月 20 日に会員を対象に「IT リテラシー向上セミナー入門編　～Microsoft 365 系サービス（生成 AI と RPA）を使って定例業務の効率化・時短化～」（無料）を開催した。Microsoft 365 の概要説明、

生成 AI「Microsoft Copilot」のデモンストレーション、RPA による作業効率化「Power Automate」を紹介した。71 社 127 名が参加した。

(3) 出版経理・税務等に関する事項

出版経理委員会は、東京国税局を講師に招いた「出版業の税務研修会」を 2 月 12 日に開催した。オンライン（当協会出版経理委員会正副委員長のみリアル参加）での開催となり、オンライン参加者は約 260 名（後日配信は約 130 回視聴）であった。

2023 年 10 月 1 日から開始されたインボイス制度については、インボイス制度への対応について会員出版社への情報提供に努め、当協会ホームページ（会員専用ページ）や会報、メールマガジン等で会員出版社へ周知した。また、財務省・経産省からの同制度の出版界の対応についての問合せに対応。

この他、『出版税務会計の要点』を 2 月に発行。「出版経理相談室」を設置し、税務・会計処理等について会員社等からの問合せに対応した。

(4) 国語問題に関する事項

文化庁の文化審議会国語分科会およびその下に設けられた国語課題小委員会に当協会から武田京氏（三省堂、国語問題委員会副委員長）が委員として参加している。今期は、ローマ字を使って国語を書き表す際の表記法である、ローマ字のつづり方に関する検討が行われ、3 月 17 日に「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ（案）」がとりまとめられた。

(5) 人事・総務等に関する事項

人事・総務委員会は、働き方改革への対応を基本テーマに、会員向けに 2 月 14 日に「改正育児・介護休業法キャッチアップセミナー」（参加者約 70 名）を、また、3 月 31 日に「同一労働同一賃金の再点検）」（参加者約 60 名）を、それぞれオンライン形式で実施した。

調査関係では、例年どおり「会員の賃金状況調査」を実施、また、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「ビジネス・レーバー・モニター」に協力した。

Ⅲ　書籍データベースに関する事業

1　これから出る本

『これから出る本』は、2023 年 12 月下期号をもって休刊となったが、同事業を担当してきた「近刊図書情報委員会」は存続しており、将来「これから出る本」に代わる新たな近刊図書情報発信の手段についての可能性を探っているものの、当面は具体的な施策の検討は行わず、事実上休会となっている。

2　JPRO データベースの充実

3 月末時点での JPRO への登録状況としては、累計で紙媒体書籍 3,292,722 点、定期雑誌 46,542 点、電子書籍 762,971 点、オーディオブック 6,068 点の合計 4,108,303 点、登録者数では 3,114 者となっている。

JPO は、3 月 14 日に出版社説明会を開催し、第 1 部は著作権法の権利制限などへの対応・TTS 対

応などに関して、第2部はJPROデータを活用した雑誌発売日申請をメインに営業部門のJPRO利活用について説明された。

JPROは、本来の販売促進を目的としたデータベースからより多方面の活用の期待に応えられるものに進化しており、当協会としてもこのような方向性を支持し協力している。

Ⅳ　協会運営に関する事項

１　会員状況

3月31日現在の会員数（3月31日時点の退会を含めて）は380者、都道府県別の内訳は、東京309、京都33、大阪17、神奈川5、滋賀・兵庫が各2者、北海道・宮城・千葉・埼玉・長野・新潟・愛知・奈良・岡山・広島・島根・福岡が各1者となっている。

当年度の入会は、ジー・ビー、京都新聞出版印刷（京都新聞出版センター）の2者、退会は、大阪教育図書、光生館、永井書店、二宮書店、御茶ノ水書房、朱鷺書房、養徳社の7者であった。「賛助会員」は、6者となっている。

２　総会、役員会、監事による監査

2024年度定時総会は6月18日に開催し、2023年度事業報告・決算案を原案どおり承認した。また、令和6・7年度の役員候補者（理事候補35名、監事候補5名）を満場一致で承認した。総会に引き続いて開催された臨時理事会にて、正副理事長・専務理事・常任理事全員が重任となった。なお、定時総会に先立つ5月16日、2023年度の業務執行状況・収支決算等について監事による監査報告書を作成、この結果を総会で報告した。

報告事項としては、2024年度の事業計画および予算について説明した。

当年度も、常任理事会、理事会を開催して協会の運営にあたり、評議会は定款に定める事項について理事会の執行状況を確認した。

会議の開催状況は、次のとおりである。

常任理事会	5回
理　事　会	6回
評　議　会	2回

３　委員会・部会

当協会の事業遂行上、必要な事項の調査・研究を行い役員会の諮問に応えるため、16の常設委員会と2つの常設部会が活動した。

当年度の常設委員会、特別委員会等の開催状況は次のとおりである。

	（回数）	（委員長等）
□生産委員会		曽根　良介
造本装幀コンクール実行委員会、審査会	2	
□出版経理委員会（含む、正副委員長打合せ）	1	村上　和夫
□知的財産権委員会		井村　寿人

幹事会	2		井村　寿人
□読書推進委員会（含む、造本装幀コンクール実行委員会、審査会）	2		斎藤　健司
□国際委員会（含む、海外出版人との懇談会）	2		山本　憲央
□人事・総務委員会（含む、セミナー）	2		岡本　　功
□近刊図書情報委員会	1		南條　光章
□ブックフェア委員会（含む、正副委員長打合せ）	1		相賀　昌宏
ブックイベントナビワーキンググループ（含む、打合せ）	14		
□コンテンツ活用推進委員会	1		佐藤　隆信
□ジェンダー委員会（打合せ含む）	2		谷口奈緒美
◇ABSC 管理委員会	3		小野寺　優
（含む、読書バリアフリー法に対応するアクセシブル・ブックス委員会）			
◇出版広報センター			宮原　博昭
事務局会議	1		福田　博章
◇子どもの読書推進会議・総会	2		野間　省伸
◇造本装幀コンクール実行委員会	1		
◇出版者著作権管理機構（理事会・総会）	2		相賀　昌宏
運営委員会（含む、小委員会）	24		金原　　優
◇出版倫理協議会	4		渡瀬　昌彦
出版ゾーニング委員会	6		片山　　等
◇出版再販研究委員会（含む、打合せ会）	2		小野寺　優
◇出版流通改善協議会（含む、打合せ会）	2		小野寺　優
◇出版教育著作権協議会	1	（理事長）	金原　　優
運営委員会（含む、打合せ会）	13		
◇図書館等公衆送信補償金管理協会（含む、理事会・定時/臨時社員総会・打合せ）	12		
		（代表理事）	上野　達弘
除外リストワーキンググループ	3	（座長）	村瀬　拓男

以上のほか、各委員会主催の研修会、報告会、説明会等を行った。

４　会員向けサービスの取り組み

会員向けサービスとしては、社内研修講師派遣制度（著作権関連）、幹部向けビジネスコーチング、会員社の事業承継問題に対応するための経営相談室の各サービスを提供した。著作権関連講師の派遣については、今年度は 1 件の要請があった。ビジネスコーチングは、中町英樹前専務理事が担当し会員社の役員、幹部社員に対するコーチングを実施した。

５　会報、広報その他刊行物、会員説明会

当協会の諸活動を定期的に会員に連絡するため、会報『書協』（月刊、B5 判、4～16 頁）を発行している。送付先は、会員の代表者、各種委員会委員のほか、関係官公庁、関係団体、マスコミ・業界関係紙誌等で毎号 1,200 部を配布したほか、当協会会員専用ページにも掲載している。その他、個別問題ごとの文書を作成し、会員への情報提供を図った。

出版界の情報を幅広く PR するために『出版広報』を PDF 版（月刊､A4 判､2～4 頁）で当協会ホー

ムページに掲載している。内容は出版関連のトピックスや業界催事、当協会の活動紹介、最新の出版統計等。『出版広報』刊行を通知するメールを、毎月初めに一般マスコミを中心に業界紙誌、関連団体および当協会会員等に現在約 3,800 通配信している。

また毎月中旬に、主に当協会の活動について紹介するメールマガジン『書協 News Letter』を会員社限定で約 3,300 通を送信している。

新入社員用テキストとしては、『本づくり』、『出版営業入門』、『出版社の日常用語集』、著作権関係で、『出版契約ハンドブック』、『翻訳出版の手引』、『外国語版出版・国際共同出版マニュアル』、税務関係で『出版税務会計の要点』を刊行している。このうち、『翻訳出版の手引』、『外国語版出版・国際共同出版マニュアル』『出版営業入門』『出版社の日常用語集』『税務会計の要点』は電子版も発行している。なお、『税務会計の要点』を 2 月に発行した。

会員説明会としては、2 月 12 日に、恒例の出版業の税務研修会が雑協との共催でオンラインによって行われ、当日は約 260 名が視聴、アーカイブ配信で約 130 回視聴された。東京国税局からの講師によって、最近の税制改正事項における留意点、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式、原稿料等の報酬・料金に関する源泉課税の留意点、電子帳簿保存法の実務等についての説明が行われた。

また、2024 年 11 月 1 日施行のフリーランス法につき、大井法子弁護士を招いて、会員社限定のオンラインセミナーを 10 月 11 日に雑誌協会と合同で開催した（当日約 300 名が参加し、後日会員限定でアーカイブ視聴も実施）。

６　支 部

大阪・京都両支部は、支部会員間および本部との連絡・運営にあたった。

大阪支部では、毎月、大阪出版協会理事会と併催で幹事会・例会を開催している。本部理事会等で検討されている諸課題、すなわち公衆送信にまつわる問題、著作権法改正にまつわる問題、再販売価格維持契約書改定の状況など、出版業界の問題点の共有に努めた。

10 月 4 日には当協会会員社であるメディアイランド千葉潮氏が運営する島根県安来市の加納美術館を訪問した。ここは茶器など古美術を中心に千葉氏の父祖が収集した美術品を主に展示しているが、出版人として千葉氏は絵本原画展や著書講演会を実施しており、若い人への関心を高める活動について説明を受けた。併せて岡山県真庭市立図書館で図書館と書店の協業の様子、鳥取県境港市民図書館で花作りなど市民活動、自衛隊などとの協力関係について説明を受けることが出来た。

御文庫創立 300 年は終わったが、この際に始まった大阪府立中央図書館でのパネル展等は令和 7 年度も継続されることとなり、大阪出版協会などと協働して読書普及に努める。

京都支部では、毎月幹事会を開催し、本部理事会のあった翌月第 1 金曜日に幹事会・例会を開催し、理事会報告ほか支部活動について報告と説明をしている。

6 月 7 日、移動例会を滋賀県長浜にて開催、明治 39 年に誕生した滋賀県内最古の私設図書館・江北図書館を訪問した。

また「第 19 回文化講演会」を 11 月 2 日、京都教育文化センターにて「猫を処方いたします 1-3」の著書でおなじみの石田祥先生を講師に迎え開催した。あいにく大雨の天候となったが、熱心な聴講者で盛り上がりを見せた。

京都・大阪支部の合同例会が、11 月 7 日に大阪市天王寺区の天王殿で開催された。本部から、小野寺理事長、樋口専務理事が参加し、理事長からは最近の物流問題や出版物の販売における発想の転換の必要性などを自社の経験等を含め説明した。専務理事からは最近の当協会の活動概況を報告した。例会に先立ち、和宗総本山の四天王寺を 1 時間半にわたり見学した。

大阪支部長は岡本功常任理事（ひかりのくに）、京都支部長は曽根良介常任理事（化学同人）がそれぞれ務めた。3 月 31 日現在、大阪支部会員 23 社、京都支部会員 37 社。

7　その他

第 56 回出版平和堂出版功労者顕彰会（野間省伸会長）は、11 月 6 日に箱根の出版平和堂（箱根ホテル）で実施した。出版社関係の新顕彰者は 5 名であった。

年度末の事務局体制は、専務理事・管理職 4 名、一般職 7 名である。

以 上

（事業報告に関して、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定されている、附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はなく、附属明細書は作成していない。）